

北上市告示甲第17号

北上市林業就業者支援事業補助金交付要綱（令和5年北上市告示甲第45号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月17日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
(事業実施期間) 第9 補助事業の実施期間は、令和5年度から <u>令和7年度</u> までとする。	(事業実施期間) 第9 補助事業の実施期間は、令和5年度から <u>令和10年度</u> までとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	